

# 2020

# 8

NO.230

「税と暮らしを考える」広報誌

# えどがわきた

発行：一般社団法人

江戸川北青色申告会

〒132-0025

江戸川区松江 2-23-13

TEL03 (3656) 0621

FAX03 (3656) 1104

## 青色申告会のアプリを使おう！

当会のアプリができました。スマートフォンをお持ちの方は早速下記QRコードよりアクセスしてみてください！

誌面ではカバーできない「情報のすばやい発信」をお届けします！

- ◆来局時に会員証の携帯が不要になります！
- ◆会報誌も毎号配信！もっとお手軽に！
- ◆設定方法がわからない方は来局ください。

当会で代わりに行います。※予約制

※スマートフォン以外の端末をご利用の方はご使用いただけません。

まずは  
QRコードを  
読み取ってみよう！



## アプリ 早期導入キャンペーン★

**8月3日(月)～9月15日(火)**に青色アプリを導入された方限定で、決算サポートのご予約案内を先行でお送りします。

来局せず通常(11月)より早くご予約のお申し込みができるチャンス！



## 【仮決算にて】

今年度は仮決算(10月1日(木))にて決算サポートの早期予約を行う際には、当会で同アプリの設定を行わせていただきます。

※仮決算相談の時間内に終わらない場合は、別途アプリ設定のご予約をお取りください。

※スマートフォン以外の端末をご利用の方は、この限りではありません。

## ご来局の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下のお願いをしております。

- ・事前のご予約をお願いします。お電話にて承ります。(TEL03-3656-0621)
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・37.5度以上の発熱がある方のご来局はお控えください。
- ・相談は一回45分間となります。超過する場合は再度ご来局いただけます。



ご協力をお願いいたします。

## 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました

〔問〕 令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われたと聞きましたが、これらの改正の概要を教えてください。

〔答〕

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しの概要は、次のとおりです。

### (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

イ 居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

- ㊦ その者と生計を一にする一定の子を有すること。
- ㊧ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ㊨ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

ロ 上記イのひとり親控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できるとされました。

### (2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとされました。

- イ 扶養親族を有する寡婦についても、上記(1)イ㊦の要件が追加されました。
- ロ 上記(1)イ㊨の要件が追加されました。

また、寡婦控除の特例（いわゆる「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特別加算）を廃止することとされました。



## 家賃支援給付金

に関するお知らせ

### 家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

### 支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ① 資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※  
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月**の売上高について、  
・**1か月**で前年同月比**▲50%以上** または、  
・**連続する3か月**の合計で前年同期比**▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

### 給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

### 算定方法

**申請時の直近1か月**における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

## 《消費税・中間申告期限の個別延長について》

その提出期限までに中間申告書を提出することが困難な場合には、中間申告書の提出ができることとなった時点で、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に提出期限の延長申請である旨を記載し、提出すれば、事後的に提出期限の延長が認められます。

※具体的な記載方法については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf)

**マイナンバーカードの申請はお早めに!**

STEP1: マイナンバーカードを申請  
STEP2: マイキーIDの設定  
STEP3: マイナポイントの申込み (2020年7月～)

キャッシュレスでチャージまたは買い物をする  
(2020年9月～)

**マイナポイント 25% もらえる!**

キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をする  
1人あたり5,000円分のマイナポイントがもらえる

※マイナポイントは選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとしていつもの買い物で使えます

たとえば4人家族なら……

5,000ポイント + 5,000ポイント + 5,000ポイント + 5,000ポイント = **最大20,000円分のマイナポイント!**

### マイナポイントの利用イメージ

- 利用先を選択して、マイナポイントを申込む
- チャージなどに対して、マイナポイントが付与される
- 買い物

マイナポイント申込みページにログインし、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し、申込む

キャッシュレス決済サービスにチャージなどをすることで、マイナポイントがもらえる

マイナポイント分も利用して買い物

※買い物にはマイナンバーカードは使いません

※選択した決済サービスによって利用イメージは異なります

※予備金が今後の商会で成立することが前提

## ◆新会館 建設過程◆

◆新会館図面

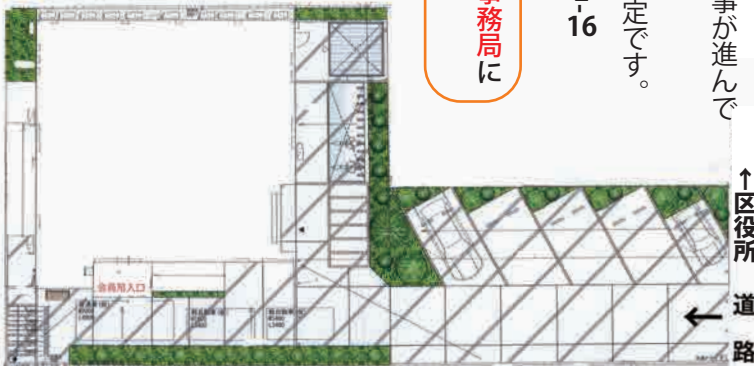
江戸川北青色申告会新会館建設工事が進んでおります。

8月6日(木)に上棟工事を行う予定です。

移転先・東京都江戸川区中央1-2-16

年内のご相談は従来通り**松江事務局**にお越しください。

◀建設地の様子(7月7日(火))



## 帳簿の印刷はお済みですか？

帳簿はその年の翌年3月15日の翌日から7年間、紙ベースで保存する必要があります。

当会推奨の「ツカエル青色申告」をご利用の方は

《**帳簿印刷サービス**》をお申込みいただけます。

詳細は当会へお問い合わせください。



専門家による

## 無料相談会のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせておりましたが、8月より再開することとなりました。

### 税理士無料相談会

東京税理士会江戸川北支部の

税理士先生と個別に

税に関する相談が行えます。

### 相談日

8月 5日 (水)

9月 2日 (水)

10月 7日 (水)

11月 4日 (水)

### 予約時間

① 10:00

② 11:00

③ 13:00

④ 14:00

⑤ 15:00

⑥ 16:00

ご予約ください

TEL 03-3656-0621



### 司法書士無料相談会

司法書士先生と

個別に相談が行えます。

事業継承や相続登記のご相談に

### 相談日

8月 11日 (火)

9月 8日 (火)

10月 13日 (火)

11月 10日 (火)

### 予約時間

① 10時台

② 11時台

③ 13時台

④ 14時台

⑤ 15時台

※相談時間は30分毎となります。



会員・準会員・専従者さまですと・・・

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社) 江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596

# 江戸川都税事務所からのお知らせ

## 8月は個人事業税第1期分の納期です

8月は個人事業税第1期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、令和2年8月31日（月）までにお納めください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非対面式のキャッシュレス納税（スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等）のご活用をお願いいたします。

### <留意事項>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から所得税及び個人事業税の申告期限が延長された影響等により、納税通知書の発送が9月以降となる場合があります。その場合には、納税通知書に記載された納期限までにお納めください。また、同感染症の影響により納税が困難な方には申請により1年間納税が猶予される制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

主税局 コロナ

検索

## 省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しております。

減免を受けるためには、事業税の納期限までに、減免申請書および必要書類の提出が必要です。

- 詳細は、主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください。
- 減免申請書等の各種様式やQ & Aを掲載しております。

主税局 環境減税

検索

### 【お問い合わせ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること  
納税通知書に記載されている都税事務所の個人事業税班
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

## 災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

### <減免する場合>

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

### <減免の対象となる都税>

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

### <減免を受けるための手続き>

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

## ▶▶事務局カレンダー



8月 5日 税理士無料相談会

8月 11日 司法書士無料相談会

8月 28日 職員研修（事務局休館）

9月 2日 税理士無料相談会

9月 8日 司法書士無料相談会

9月 18日 支部長会（予定）

理事・役員一同

副会長 松丸 廣

副会長 佐川 信夫

副会長 加藤 三千夫

副会長 加藤 繁男

会長 小原 忠一

暑中お見舞い申し上げます